

# 施設等利用給付認定（2・3号）申請のしおり

このしおりは、幼稚園（認定こども園）の預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、認可外保育施設の利用料について、無償化の対象となるための手続きをご案内するものです。

※ 認定を受けなくても事業の利用は可能ですが、無償化の対象となりませんのでご注意ください。

## 【対象者】

2号認定・・・保育の必要性がある3歳児クラスから小学校就学前までの子ども

3号認定・・・保育の必要性がある0歳児クラスから2歳児クラスまでの、住民税非課税世帯の子ども

## 【受付期間】

無償化の対象となる利用開始日の前月15日（土、日、祝日の場合はその直後の平日）です。

受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

## 【提出書類】

① 認定申請書（子育てのための施設等利用給付第2・3号認定・変更申請書）

保育の必要性の認定を受けるためには、保護者のどちらもが、別紙「保育の必要性の認定について」に記載する、保育が必要な理由のいずれかひとつに該当する必要があります。

父・母それぞれの「保育が必要な理由」ごとに、添付書類を提出してください。

② 認可保育所等の利用申込みをせずに、認可外保育施設を利用している場合は、保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書を提出してください。（幼稚園等の預かり保育を利用する場合は提出不要です。）

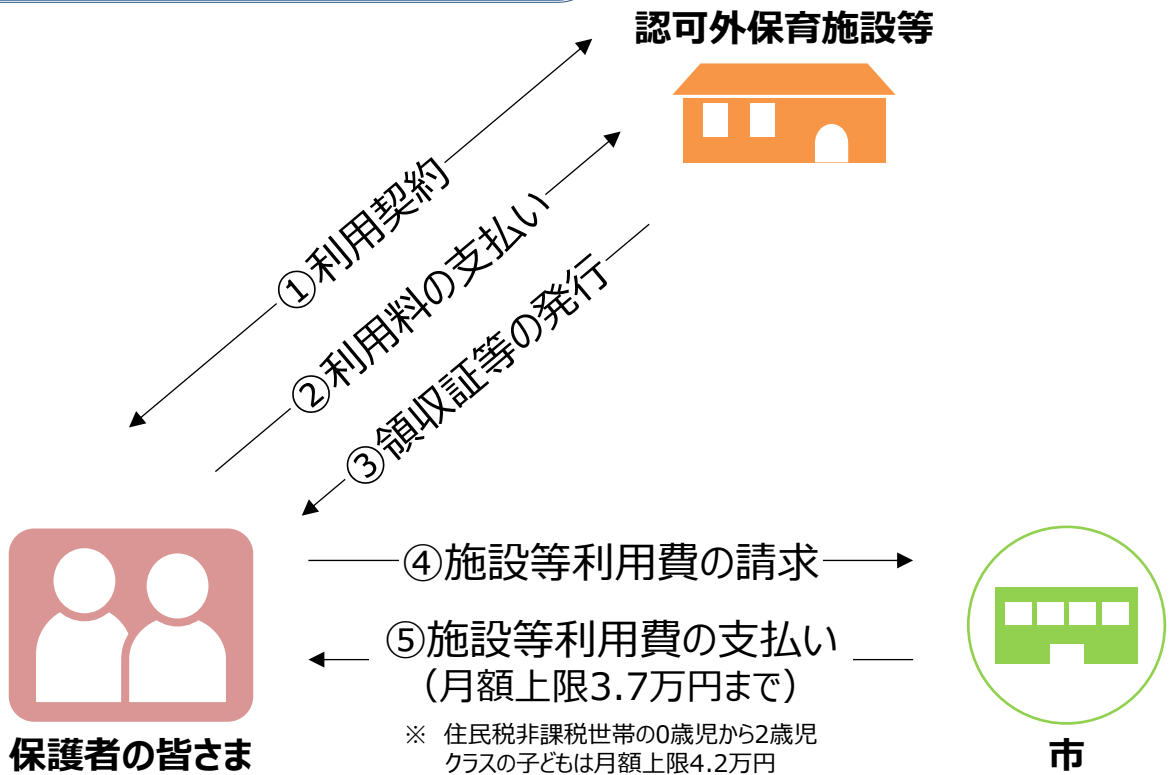
【対象施設】 市内の対象施設（予定）は次のとおりです。

※ファミリー・サポート・センター事業については、事業の性質上施設がありませんので未掲載です。

区分と対象施設	無償化の上限額
【預かり保育事業】 大島幼稚園 こむかえこども園 なかやま認定こども園 遊林保育園 私) 天真幼稚園 私) 西彼中央幼稚園	利用日数×日額上限450円 もしくは、月額上限11,300円 ※0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯は、月額上限16,300円
【一時預かり事業】 こむかえこども園 西彼保育園 横瀬保育所 たんぼぼ保育園 瀬川保育園 樹心保育園 はすの実保育園 西海保育園 間瀬保育所 まさご保育園 大島幼稚園 蛸浦保育所 遊林保育園 淳心保育園 瀬戸保育園 多以良保育園	月額上限37,000円 ※0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯は、月額上限42,000円

※ 無償化の対象施設は、一定の基準を満たして市の確認を受ける必要があります。一覧は8月末時点でサービスを提供している施設の一覧であり、施設によっては今後無償化の対象施設とならない場合もありますので、予めお含みおきください。

## 認定後の施設利用のイメージ



- ※ 保育の必要性の認定を受けていない場合、無償化の適用を受けるにあたって、市への認定申請が必要です。
- ※ 施設の利用申し込みおよび契約は、保護者の方が直接施設と行ってください。
- ※ 施設によって手続きが異なる場合があります。
- ※ 無償化の対象経費は利用料です。給食費（主食費・副食費）、通園送迎費、行事費などは無償化の対象外ですので、保護者の皆さまのご負担をお願いします。

### 【申請書の提出先】

認定こども園・保育所をご利用の方は、...

西海市こども課

〈宛先〉〒857-2392 西海市こども課宛て ※住所不要です。

ご持参の場合は、本庁、各総合支所市民課、こども課までお願いいたします。

〈電話〉0959-37-0029（こども課直通）

大島幼稚園・私立幼稚園をご利用の方は、...

西海市教育委員会・学校教育課

〈宛先〉〒857-2301 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷920番地12

ご持参の場合は、教育委員会学校教育課までお願いいたします。

〈電話〉0959-37-0078（学校教育課直通）